



# 償還猶予申出書

氏名 職員番号		借受中の全貸付				
		種別	貸付 番号	1回の償還額		償還金猶予 総額(予定)
				毎月分	ボーナス分	
所属所名		一般				
所属所コード		住宅				
給与支給機関 (○で囲む)	埼玉県・市町村・その他	教育				
		災害				
償還猶予事由及びその期間 (事由を○で囲み、期間を記入)		自動車				
・償還猶予事由 1 住宅等の被災 2 育児休業 3 介護休暇 4 疾病等による無給休職 5 その他( ) ・期間 ( 年 月 日 ~ 年 月 日 )		医療				
		冠婚葬祭				
		合計				
償還猶予期間		令和 年 月 ~ 令和 年 月 (計 か月)				
<p>一般財団法人埼玉県教職員互助会貸付規程第12条の規定に基づいて、償還の猶予を希望しますので、上記により申し出ます。また、償還猶予金額は、償還猶予期間満了後、猶予した回数ごとの金額で、順次、猶予回数定期償還をします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長 様</p> <p style="text-align: right;">申出人氏名 電話番号 ( )</p>						
<p>上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">所属所長 職・氏名 <span style="float: right;">印</span></p>						
			所属所電話番号	( )		

## 記入・提出にあたっての注意事項

- 1 償還猶予事由及びその期間  
償還猶予事由の該当する番号に○を付け、その期間をカッコ内に記入してください。
- 2 償還猶予期間  
以下を参考に、猶予を希望する期間を記入してください。
  - (1) 住宅等の被災  
申出のあった日の属する月の翌月から12月の範囲内  
※貸付けの申込みと同時に申出のあった場合は、初回の償還日の属する月から起算する。
  - (2) 育児休業の承認を受けたとき  
育児休業の期間の範囲内
  - (3) 介護休暇の承認を受けたとき（介護休暇の期間が1か月未満の者及び時間取得の者を除く）  
介護休暇の期間の範囲内
  - (4) 疾病等による無給休職（地方公務員法第28条第2項第1号（心身の故障）に該当するとき）  
疾病等による無給休職の期間の範囲内  
※ 共済貸付金は、傷病手当金及び傷病手当金附加金の支給を受けている期間を除く。
  - (5) 配偶者同行休業  
配偶者同行休業の期間の範囲内
- 3 借受中の全貸付  
貸付番号、1回の償還額及び償還金猶予総額を記入してください。  
※ 償還金猶予総額＝1回の償還額（毎月分）×猶予期間（月数）  
＋1回の償還額（ボーナス分）×猶予期間内のボーナス月数
- 4 提出にあたっての注意  
償還猶予を希望する月の前月20日（必着）までに、福利課貸付・ライフプラン担当（下記参照）へ提出してください。各共済組合出張所（教育事務所内）での受付は行っておりません。なお、共済組合分・互助会分ともに猶予を希望する場合は、それぞれ申出書を提出してください。
- 5 受付後の取扱い  
償還猶予申出書の受付後、翌月に猶予承認の通知をします。  
また、猶予期間が終了すると通常の償還（給料等からの控除）が自動的に再開となります。その際、猶予した償還金の残高がなくなるまで、通常の償還額に猶予した償還金の1回分が加算されます（いわゆる倍返し。ボーナス償還も2倍となります。）。
- 6 当初の猶予期間に変更が生じた場合  
下記（1）及び（2）のように変更が生じる場合は、猶予期間変更の申出書を提出していただく必要があります。用紙を送付しますので、貸付・ライフプラン担当まで御連絡ください。
  - (1) 期間が短縮となる場合（育児休業の取消や失効、猶予期間中の退職等）
  - (2) 期間が延長となる場合（育児休業の延長、介護休暇の延長等）

その他、不明の点等がありましたら、福利課貸付・ライフプラン担当へお問い合わせください。

〒330-0063

さいたま市浦和区高砂3-14-21

埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当

TEL 048-830-6701（担当直通）

TEL 048-830-6701（担当直通）